

～ 障害のある人もない人も全ての人に「居場所と出番」がある共生社会をめざして ～

I 基本的事項

◆計画策定の背景

- ・障害者権利条約や、障害者基本法の改正、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定などにより、障害者の権利の実現に向けた取組の強化が必要。
- ・制度による障害福祉サービスの提供状況を見据えながら、「制度の谷間、空白の解消」や「本人のニーズに合った支援の提供」の実現に向けた対応が必要。
- ・民間と行政の協働のもと先駆的な取組を重ねてきた滋賀の土壌を活かし、引き継ぎ、多様化する障害のある人のニーズに応えていくことが必要。

◆計画策定の趣旨

- ・今後の障害者施策の総合的な推進を図るための指針および実施計画として策定。
- ・障害のある人や関係者の意見を反映し、市町と連携・調整しながら策定。
- ・糸賀一雄氏らの実践や理念をはじめ、ニーズに即した現場の先駆的な取組を県や国の施策化につなげてきた本県の障害福祉の歴史を踏まえ、その発展を目指す。

◆計画の位置付け

- ・障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画
- ・滋賀県基本構想の長期ビジョンを踏まえ、同構想で定める重点政策との整合性を図るとともに、県が策定する他の計画・指針等とも整合性のある計画

◆計画期間

平成27～32年度の6年間（ただし、VおよびVIは平成27～29年度の3年間）

◆計画の推進体制

- ア 障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会、障害者施策推進本部等において、福祉、医療、労働、教育等の各分野の連携・調整
- イ 県と市町、事業者、県民等との協働と役割分担

II 基本理念と基本目標

◆基本理念

” みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる”

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合い、全ての人に「居場所と出番」がある共生社会を目指す。

<2つの起点>

- ア 「ひと」：既存の制度からだけの発想ではなく、実際に支援を必要としている人、支援を担う人を起点に考え、施策を進める。
- イ 「まち」：障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子どもなど様々な人が共に暮らし「まち」づくりを起点に考え、施策を進める。

◆基本目標

” 地域でともに暮らし、ともに働き、ともに活動することの実現”

<5つの視点>

- ア 「その人らしく」
障害のある人が、その人の望む生活を、自ら選択して決定することで、その人らしく生活できる地域社会を実現
- イ 「いつでも」
重度や要医療の障害があっても、24時間、365日、必要な時にサービスを利用でき支援が受けられる体制を整えることにより、安心して暮らせる地域社会を実現
- ウ 「だれでも」
障害の程度や種別に関わりなく、支援を必要とする人は誰でも支援を受けられる体制を整えることにより、誰もが、暮らしやすい、働きやすい、活動しやすい地域社会を実現
- エ 「どこでも」
ニーズに即した先駆的な取組を全県域的に推進することにより、障害のある人が、暮らしやすい地域に関わりなく、どこに暮らしていても必要なサービスを利用でき支援が受けられる地域社会を実現
- オ 「みんなで取り組む」
県と市町、事業者、地域住民、そして障害のある人自身等の役割分担と連携・協働により、地域における絆やつながりを築くことを通じて、障害のある人を支える地域社会を実現

III 現状と今後の課題

1. 暮らす

障害のある人の地域生活への移行は少しずつ進んでいるものの、グループホームなど地域における住まいの場の確保をさらに進めることが必要。また、医療的ケア、行動障害など専門的な支援に対応できるサービスや、障害のある人の高齢化に対応できるサービスが少なく、障害のある人が親亡き後の生活の見通しを立てづらい状況。障害のある子どもが放課後や夏季休暇中に利用できる通所サービスが不足しており、また医療的ケアの必要な児童生徒に対する支援も不足。

2. 働く

障害のある人で働いている人は増加しているものの、特別支援学校高等部の卒業生は当面の間増加が見込まれている。一般企業における障害者雇用への理解や受入れのための環境整備が必要であり、就労移行支援事業所の就労実績も伸び悩んでいる。また、様々な相談が働き・暮らし応援センターに集中。特別支援学校高等部卒業生のうち一般企業への就職者の割合は、全国平均に比べて低く、学校と卒業後の就労支援機関との間の連携強化が必要。

3. 活動する

東京パラリンピックの開催などにより、障害者スポーツへの注目が徐々に高まる中で、実際に障害のある若い人たちがスポーツに触れ、興味を持つ機会は少ない。また、身近な地域で文化芸術活動に取り組める場所や支援できる人材が不足しており、障害のある人の社会参加を促進するための環境整備が必要。また、当事者同士のピア活動の場が少ない。

4. 共生のまちづくり

地域のあらゆる場面で、障害者に対する一層の理解や、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めることが必要。また、災害発生時における広域的な支援体制の整備も必要。

IV 主要施策の方向

1. 地域で暮らす

- ア 地域における住まいの場の確保
- イ 入所施設から地域生活への移行と地域で生活し続けるための支援
- ウ 入所施設や住まいの場における障害の特性に応じたサービスの充実
- エ 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

2. 地域で働く

- ア 企業で働く人や働きたい人への支援
- イ 障害者を雇用する企業や事業所への支援
- ウ 企業で働くことが困難な人への支援
- エ 企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化

3. 地域で活動する

- ア 障害のある人のスポーツの推進
- イ 障害のある人の文化芸術活動の推進
- ウ 社会参加を促進するためのコミュニケーション支援等の充実
- エ 障害のある人の本人活動や交流への支援

4. 共生のまちづくり

- ア 障害者理解の促進
- イ 福祉のまちづくりの推進
- ウ 保健・医療サービスの充実
- エ 差別の解消および権利擁護の推進
- オ 防災・防犯体制の充実
- カ 難病患者に関するサービスや制度の推進

※計画の進捗状況を把握・評価するため、4つの分野ごとに指標を設定。

V 重点施策

※重点施策の具体的内容については、今後検討。

VI 障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項

1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

- 【成果目標】※数値は今後検討。
①福祉施設入所者の地域生活への移行者数
②福祉施設への入所者数
- 【関連施策】※各項目の具体的内容については、今後検討。
ア 地域における住まいの場の確保
イ 重度障害者への支援の充実
ウ 高齢障害者への支援の充実

2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

- 【成果目標】※数値は今後検討。
①入院後3か月時点の退院率
②入院後1年時点の退院率
③入院期間が1年以上である者の数
- 【関連施策】※各項目の具体的内容については、今後検討。
ア 入院早期からの地域生活への移行に向けた環境整備の促進
イ 地域における住まいの場の確保（再掲）
ウ 精神科医療の充実
エ 医療、保健、福祉の連携による包括的支援体制の整備
オ 精神障害に対する正しい理解の促進

3. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり

- 【成果目標】※数値は今後検討。
各市町または圏域ごとに地域生活支援拠点等を整備
- 【関連施策】※各項目の具体的内容については、今後検討。
ア 地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ等）を集約しグループホーム等に付加した拠点等（地域生活支援拠点等）の整備の推進
イ 相談支援体制の充実
ウ 滋賀県障害者自立支援協議会による地域ケアシステムの機能強化の推進

4. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策

- 【成果目標】※数値は今後検討。
①福祉施設利用者のうち一般就労に移行する者
②就労移行支援事業所の利用者数
③就労移行支援事業所ごとの就労移行率
- 【関連施策】※各項目の具体的内容については、今後検討。
ア 障害者雇用への理解や受入れのための環境整備の促進
イ 就労移行支援事業所の機能強化
ウ 就労に向けた教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実
エ 就労に向けた訓練・実習の場の確保
オ 発達障害、高次脳機能障害のある人や難病患者に対する就労支援
カ 福祉的就労における就労収入の向上
キ 障害者優先調達の推進

5. 障害児支援体制の整備 ※各項目の具体的内容については、今後検討。

- ア 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備
- イ 早期発見・早期治療の推進
- ウ 療育・子育て支援策の推進
- エ 教育との連携
- オ 医療等の特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- カ 障害児支援から障害者支援への切れ目ない支援の強化
- キ 支援の担い手となる専門職等の人材育成の強化

6. 人材の確保と資質の向上 ※各項目の具体的内容については、今後検討。

- ア サービスの提供に関わる従事者の研修を通じた実践者の育成
- イ 障害児者に対する虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上

7. 事業量見込み ※各市町のサービス見込み量を積み上げて、最終案で記載。

VII 計画の進行管理

- ・年度ごとの計画の進捗状況の把握
- ・滋賀県障害者施策推進協議会における評価

VIII 資料編

- ・障害者の状況等の各種データ
- ・用語集